

障 害 者（児）福 祉

1. 障害者（児）福祉の概要

障害者に関する施策は、障害のある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し支え合いながら、地域の中で、共に生活する社会こそが当たり前の社会であるとする「ノーマライゼーション」の理念に基づき、平成 15 年 4 月に施行された「支援費制度」によって、従来の「措置制度」から大きく転換しました。

しかし、「支援費制度」では、障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されていたため、わかりづらい仕組みであったこと、精神障害者は支援費制度の対象外であったこと、自治体ごとのサービス提供体制に差異があり、地域間格差が生じていたことなどの問題点が指摘されていました。

こうした制度上の問題を解決し、障害者が地域で安心して暮らせる「ノーマライゼーション社会」を実現するため、平成 18 年に「障害者自立支援法」が制定されました。

この法制度には、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対し共通のサービスが提供される、支給決定手続きや基準の明確化が図られる、働きたいと考えている障害者への就労支援が強化される、サービスの実施主体が市町村に一元化されるなど、特徴的なポイントがあります。

また、障害者福祉の新たな法制度である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行までのつなぎ法案となる「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が、平成 22 年 12 月 3 日に可決・成立し、同月 10 日に公布されました。

この中で、障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害が障害者の範囲に含まれることが法律上明示されました。

2. 身体障害者（児）福祉について

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を援助し、その福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24 年に「身体障害者福祉法」が制定されました。

その後、身体障害者への援護は、更生援護等の保護を中心とした施策から、自立を支援することへと転換されました。

身体障害者（児）福祉の目的は、障害者（児）が自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会活動への参加を促進することにあります。

そのためには、身体のハンディキャップをできるだけ補い、また除去するとともに、その職業能力や生活能力を可能な限り回復させて、社会参加できる機会を増やしていくことが求められます。

(1) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳は、肢体不自由、視覚、聴覚又は平行機能、音声、言語又はそしゃく機能、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓などの機能障害、及び、HIV 感染による免疫機能障害により、障害の程度が、1 級から 6 級までに該当される方に交付されます。

身体障害者手帳所持者数 （平成 24 年 4 月 1 日現在）

身体障害者手帳所持者総合等級別一覧	
1 級	1,643 人
2 級	1,010 人
3 級	1,210 人
4 級	1,456 人
5 級	396 人
6 級	360 人
計	6,075 人

身体障害者等級別状況・障害名別件数

(平成 24 年 4 月 1 日現在) (人)

障 害 別	年齢区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	構成比
視 覚 障 害	18 歳以上	151	222	69	48	185	87	0	762	8.4%
	18 歳未満	1	0	1	1	4	0	0	7	
聴覚・平衡 機 能 障 害	18 歳以上	0	119	79	80	6	203	0	487	5.4%
	18 歳未満	0	4	2	0	0	4	0	10	
音声・言語 機 能 障 害	18 歳以上	0	0	129	48	0	0	0	177	1.9%
	18 歳未満	0	0	1	0	0	0	0	1	
肢体不自由	18 歳以上	240	806	1,127	1,956	713	295	717	5,854	64.3%
	18 歳未満	46	11	1	6	2	3	0	69	
心臓機能障害	18 歳以上	589	0	224	254	0	0	0	1,067	11.7%
	18 歳未満	4	0	5	2	0	0	0	11	
腎臓機能障害	18 歳以上	270	0	34	8	0	0	0	312	3.4%
	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	
呼 吸 器 機 能 障 害	18 歳以上	14	0	103	25	0	0	0	142	1.6%
	18 歳未満	2	0	2	0	0	0	0	4	
ぼうこう又は 直腸・小腸 機能障害	18 歳以上	4	0	24	267	0	0	0	295	3.2%
	18 歳未満	2	0	0	0	0	0	0	2	
肝臓機能障害	18 歳以上	6	0	6	0	0	0	0	12	0.1%
	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	
免疫機能障害	18 歳以上	2	2	0	0	0	0	0	4	0.0%
	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	18 歳以上	1,276	1,149	1,795	2,686	904	585	717	9,112	100.0%
	18 歳未満	55	15	12	9	6	7	0	104	
総 計		1,331	1,164	1,807	2,695	910	592	717	9,216	100.0%

身体障害者手帳所持者の推移 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	18 歳未満	18 歳以上	合 計	増 減	指 数
平成 20 年度	97 人	5,836 人	5,933 人		100.0%
平成 21 年度	93 人	5,910 人	6,003 人	+70 人	101.1%
平成 22 年度	88 人	5,953 人	6,041 人	+38 人	101.8%
平成 23 年度	88 人	5,954 人	6,042 人	+1 人	101.8%
平成 24 年度	80 人	5,995 人	6,075 人	+33 人	102.3%

※ 指数は、平成 20 年度との比較

(2) 身体障害者（児）福祉タクシー料金助成事業

身体障害者（児）がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図ります。（年間 48 枚。週 2 回以上の人工透析者には年間 108 枚交付。週 2 回未満の人工透析者には年間 72 枚交付。1 枚につき 500 円。1 回につき 1 枚使用可能。）

（対 象 者） 身体障害者手帳の所持者で 1 級～3 級に該当する方

- 平成 19 年度 交付者数 2,675 人
- 平成 20 年度 交付者数 2,849 人
- 平成 21 年度 交付者数 2,894 人
- 平成 22 年度 交付者数 2,890 人
- 平成 23 年度 交付者数 2,862 人

(3) 重度障害者渡船料助成事業

柱島地区に住所を有する 1 級～3 級の身体障害者手帳を所持する方に対し、柱島渡船利用券（片道分年 28 枚）を交付し、離島の障害者福祉に寄与することを目的として行います。

- | | | | | | |
|------------|------|----|-----|------|-----|
| ○ 平成 19 年度 | 交付者数 | 単独 | 9 人 | 介護人付 | 9 人 |
| ○ 平成 20 年度 | 交付者数 | 単独 | 9 人 | 介護人付 | 8 人 |
| ○ 平成 21 年度 | 交付者数 | 単独 | 9 人 | 介護人付 | 7 人 |
| ○ 平成 22 年度 | 交付者数 | 単独 | 9 人 | 介護人付 | 7 人 |
| ○ 平成 23 年度 | 交付者数 | 単独 | 5 人 | 介護人付 | 5 人 |

(4) 身体障害者相談員設置事業

身体障害者の生活全般について、施設入所、医療、職業等の相談に応じ、あわせて補装具、日常生活用具、身体障害者手帳等の相談に応じています。

また、福祉事務所など各相談窓口が直接利用できない場合、地域に気軽に相談できるよう身体障害者相談員 22 名が、市から委託を受け相談業務を行っています。

(5) 特別障害者手当支給事業

重度の障害によって生じる経済的負担を軽減するため手当を支給し、重度障害者の福祉を増進することを目的とします。

この特別障害者手当は障害の状態が重く（原則として重度障害が重複している人）、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅障害者に支給します。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受給者数（年度末）	78 人	85 人	92 人	104 人	105 人
手 当 月 額	26,440 円	26,440 円	26,440 円	26,440 円	26,340 円

（平成 24 年 4 月から手当月額 26,260 円に改定）

(6) 福祉手当支給事業

昭和 61 年 3 月 31 日現在、20 歳以上で従前の福祉手当の受給資格を有する方で、障害基礎年金又は特別障害者手当を受けることのできない在宅障害者に引き続いて支給します。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受給者数（年度末）	15 人	14 人	11 人	9 人	8 人
手 当 月 額	14,380 円	14,380 円	14,380 円	14,380 円	14,330 円

（平成 24 年 4 月から手当月額 14,280 円に改定）

(7) 心身障害者扶養共済制度補助金

自分の力だけでは生活していけない心身障害者の保護者に万一のことがあった場合、残された障害者に年金を支給して生活の安定を図るとともに、保護者の不安が少しでも軽くなるようにと発足した共済制度への加入者に対し、掛金の一部を補助することにより、福祉の増進を図ります。

（対 象 者） 扶養共済の掛金納付者で前年分の市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯に属する加入者

（補 助 額） 掛金の 1 / 3（原則）

(8) 障害バス優待乗車証交付事業

市内に住所を有する 1 級～3 級の身体障害者手帳を所持している方に対し、岩国市、岩国市交通局及びいわくにバス株式会社の運行するバス（市内路線のみ）の無料乗車証を交付しています。

○ 平成 19 年度 交付者数 単独 548 人 介護人付 1,511 人

- 平成 20 年度 交付者数 単独 580 人 介護人付 1,534 人
- 平成 21 年度 交付者数 単独 590 人 介護人付 1,561 人
- 平成 22 年度 交付者数 単独 585 人 介護人付 1,615 人
- 平成 23 年度 交付者数 単独 612 人 介護人付 1,684 人

(9) 防長バス優待乗車証交付事業

市内南河内地区と北河内、藤河地区の一部に住所を有する 1 級～3 級の身体障害者手帳を所持している方に対し、防長バスの無料乗車証を交付しています。

- 平成 19 年度 交付者数 単独 9 人 介護人付 13 人
- 平成 20 年度 交付者数 単独 9 人 介護人付 13 人
- 平成 21 年度 交付者数 単独 9 人 介護人付 14 人
- 平成 22 年度 交付者数 単独 7 人 介護人付 13 人
- 平成 23 年度 交付者数 単独 7 人 介護人付 13 人

(10) 錦川清流線福祉乗車利用券交付事業

市内北河内地区の一部に住所を有する 1 級～3 級の身体障害者手帳を所持する方に対し、錦川清流線の無料乗車利用券を交付しています。

- 平成 19 年度 交付者数 単独 11 人 介護人付 10 人
- 平成 20 年度 交付者数 単独 11 人 介護人付 9 人
- 平成 21 年度 交付者数 単独 12 人 介護人付 10 人
- 平成 22 年度 交付者数 単独 11 人 介護人付 9 人
- 平成 23 年度 交付者数 単独 10 人 介護人付 7 人

(11) 重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者が受診又は入院治療を受けた際の保険適用分医療費の一部（自己負担額）を公費助成し、経済負担の軽減により重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ります。

〔対象者〕 次の年金や手当を受給している方、又は次の手帳を所持している方。

- 障害基礎年金 1 級
- 特別児童扶養手当 1 級
- 身体障害者手帳 1 級～3 級

○療育手帳 A級

○精神保健福祉手帳 1級

〔所得制限〕 老齢福祉年金の本人所得制限額を越えないこと。

〔留意事項〕 県外での受診につきましては、その場では一旦自己負担となりますが、その後に払戻しの手続きが取れます。

○ 受給者実績

平成 19 年度末	3,882 人
平成 20 年度末	3,907 人
平成 21 年度末	3,869 人
平成 22 年度末	3,878 人
平成 23 年度末	3,883 人

(12)車いす貸出事業

下肢障害等で一時的に車いすを必要とする場合、1カ月を限度として無料で貸出しをしています。

(13)在日外国人等障害者福祉給付金支給事業

重度障害者のうち、国民年金制度上、障害基礎年金等の受給資格を得ることのできなかった在日外国人及び帰国者の重度心身障害者に支給します。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受給者数(年度末)	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人
手 当 月 額	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円

(14)難病患者等日常生活用具給付事業

障害者自立支援法や介護保険法等の施策の対象とならない難病患者等に対し、日常生活用具の給付を行う制度です。原則、利用者負担(生計中心者の所得によって異なる)が必要となります。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給付等件数	0 件	0 件	2 件	3 件	3 件
公費支出額 (円)	0 円	0 円	263,000 円	140,650 円	110,960 円

(15)そ の 他

- 売店の設置、たばこ小売人の指定について優先取扱
- 所得税、住民税の軽減（障害者控除等）
- 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免
- NHKテレビ放送受信料の減免
- 障害者更生資金の貸付
- 有料道路通行料の割引

3. 知的障害者福祉について

知的障害者の更生を援護すると共に必要な保護を行い、知的障害者の福祉向上を図る目的で、昭和 35 年に、「知的障害者福祉法」が制定されました。

知的障害者は、知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある者のことをいい、知的障害者に対する社会の理解と積極的な福祉対策が望まれています。

知的障害者のうち、18 歳未満の知的障害児に対しては、児童福祉法に基づき児童相談所が中心となって援護を行っています。

18 歳以上の知的障害者については、福祉事務所が直接の窓口となって、様々な援護を行っています。

(1) 療育手帳の交付状況

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害者（児）に対する各種の援護措置（特別児童扶養手当等）を受け易くするために手帳を交付し、知的障害者（児）の福祉の増進に資することを目的としています。

なお、知的障害者（児）に交付される手帳（療育手帳）は、その名称や障害等級の表示が自治体によって異なります。

山口県では、名称は「療育手帳」、障害等級は、A・Bの表示となっています。

(A) IQ 35 以下の方、又は IQ 36 以上 50 未満で盲・ろう・肢体不自由等の障害を有する方

(B) それ以外の知的障害者（児）で IQ が概ね 70 以下の方

療育手帳所持者数 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

	(A)		(B)		合 計
	18 歳以上	18 歳未満	18 歳以上	18 歳未満	
平成 20 年度	268 人	69 人	329 人	100 人	766 人
平成 21 年度	272 人	74 人	331 人	114 人	791 人
平成 22 年度	280 人	68 人	353 人	122 人	823 人
平成 23 年度	285 人	71 人	370 人	117 人	843 人
平成 24 年度	295 人	81 人	388 人	135 人	899 人

(2) 知的障害者相談員設置事業

知的障害者の養育や生活について、施設入所、職親委託、職業相談、医療保険、教育相談等さまざまな相談に応じています。

また、福祉事務所など各相談窓口が直接利用できない場合、地域で気軽に相談できるよう知的障害者相談員9名に対し、市から相談業務を委託しています。

(3) 障害バス優待乗車証交付事業

市内に住所を有する障害程度Aの療育手帳を所持している方に対し、岩国市、岩国市交通局及びいわくにバスの運行するバス（市内路線のみ）の介護人付き無料乗車証を交付しています。

- 平成19年度 交付者数 介護人付 171人
- 平成20年度 交付者数 介護人付 177人
- 平成21年度 交付者数 介護人付 175人
- 平成22年度 交付者数 介護人付 175人
- 平成23年度 交付者数 介護人付 183人

(4) 防長バス優待乗車証交付事業

市内南河内地区と北河内、藤河地区の一部に住所を有している障害程度Aの療育手帳を所持している方に対し、介護人付き防長バスの無料乗車証を交付しています。

- 平成19年度 交付者数 介護人付 2人
- 平成20年度 交付者数 介護人付 2人
- 平成21年度 交付者数 介護人付 2人
- 平成22年度 交付者数 介護人付 2人
- 平成23年度 交付者数 介護人付 2人

(5) 錦川清流線福祉乗車利用券交付事業

市内北河内地区の一部に住所を有している障害程度Aの療育手帳を所持する方に対し、錦川清流線の介護人付き無料乗車利用券を交付しています。

- 平成19年度 交付者数 介護人付 1人
- 平成20年度 交付者数 介護人付 2人
- 平成21年度 交付者数 介護人付 2人
- 平成22年度 交付者数 介護人付 1人
- 平成23年度 交付者数 介護人付 2人

(6) 渡船料助成事業

柱島地区に住所を有する障害程度Aの療育手帳を所持する方に対し、離島の障害者福祉に寄与することを目的として、介護人付き柱島渡船利用券（片道分年28枚）を交付しています。

- 平成19年度 交付者数 0人
- 平成20年度 交付者数 0人
- 平成21年度 交付者数 0人
- 平成22年度 交付者数 0人
- 平成23年度 交付者数 0人

(7) 福祉タクシー料金助成事業

市内に住所を有する療育手帳の所持者がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成するものです。申請に基づき乗車利用券（年間48枚、1枚につき500円、1回につき1枚まで使用可能）を交付し、社会参加を促進します。

- 平成19年度 交付者数 209人
- 平成20年度 交付者数 252人
- 平成21年度 交付者数 270人
- 平成22年度 交付者数 271人
- 平成23年度 交付者数 303人

4. 精神障害者福祉について

精神障害は、平成5年に改正された「障害者基本法」により、身体障害者や知的障害者と並び、基本法の対象者として位置付けられ、従来の精神保健施策に加え、精神障害者の福祉施策の充実を図ることが求められるようになりました。

平成7年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が成立し、精神障害者保健福祉手帳が創設されました。

精神保健福祉行政は、都道府県及び保健所を中心に行われてきましたが、その施策の範囲が、入院医療中心の施策から社会復帰を促進するための福祉施策に広がるにつれて、利用者にとって身近な自治体である市町村の役割が大きくなってきました。

平成11年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、精神障害者の身近なサービスは、市町村が担うこととなり、平成14年からは、居宅生活支援事業や福祉サービス利用に関する相談業務について、市町村を中心に行なうことになりました。

以前は保健所が行っていた精神障害者保健福祉手帳や通院医療費公費負担（現在の自立支援医療の精神通院）の受付事務も、現在は市町村が担っています。

(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者保健福祉手帳には、障害の重い順に1級、2級、3級の3段階があります。障害等級は、医師（精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師）の診断書をもとに、判定されます。

精神障害者保健福祉手帳所持者数 (平成24年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	合計
平成20年度	184人	338人	111人	633人
平成21年度	200人	396人	137人	733人
平成22年度	195人	409人	143人	747人
平成23年度	209人	432人	153人	794人
平成24年度	195人	461人	170人	826人

(2) 障害バス優待乗車証交付事業

市内に住所を有する精神障害者の方に対し、岩国市、岩国市営バス及びいわくにバス株式会社の運行するバス（市内路線のみ）の介護人付き無料乗車証を交付しています。

〔対象者〕 精神障害者保健福祉手帳の1級を所持、又は精神障害を支給事由

とする障害年金 1 級に該当する方

〔交付人数〕	平成 19 年度	126 人
	平成 20 年度	128 人
	平成 21 年度	127 人
	平成 22 年度	122 人
	平成 23 年度	122 人

(3)防長バス優待乗車証交付事業

市内南河内地区と北河内、藤河地区の一部に住所を有している精神障害者の方に対し、介護人付きの防長バス無料乗車証を交付しています。

〔対象者〕 精神障害者保健福祉手帳の 1 級を所持、又は精神障害を支給事由とする障害年金 1 級に該当する方

〔交付人数〕	平成 19 年度	1 人
	平成 20 年度	1 人
	平成 21 年度	2 人
	平成 22 年度	1 人
	平成 23 年度	1 人

(4)錦川清流線福祉乗車利用券交付事業

市内北河内地区の一部に住所を有している精神障害者の方に対し、錦川清流線の介護人付き無料乗車利用券を交付しています。

〔対象者〕 精神障害者保健福祉手帳の 1 級を所持、又は精神障害を支給事由とする障害年金 1 級に該当する方

〔交付人数〕	平成 19 年度	4 人
	平成 20 年度	4 人
	平成 21 年度	3 人
	平成 22 年度	3 人
	平成 23 年度	3 人

(5)渡船料助成事業

柱島地区に住所を有する精神障害者の方に対し、離島の障害者福祉に寄与することを目的として、介護人付き柱島渡船利用券（片道分年 28 枚）を交付しています。

〔対 象 者〕 精神障害者保健福祉手帳の 1 級を所持、又は精神障害を支給事由とする障害年金 1 級に該当する方

〔交付人数〕	平成 19 年度	0 人
	平成 20 年度	0 人
	平成 21 年度	0 人
	平成 22 年度	0 人
	平成 23 年度	1 人

(6)福祉タクシー料金助成事業

市内に住所を有する精神障害者の方がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成するものです。申請に基づき乗車利用券（年間 48 枚、1 枚につき 500 円、1 回につき 1 枚まで使用可能）を交付し、社会参加を促進します。（平成 14 年 4 月から実施）

〔対 象 者〕 精神障害者保健福祉手帳所持者

〔交付人数〕	平成 19 年度	交付者数	380 人
	平成 20 年度	交付者数	488 人
	平成 21 年度	交付者数	506 人
	平成 22 年度	交付者数	537 人
	平成 23 年度	交付者数	543 人

5. 障害者自立支援法について

障害者基本法の基本的理念にのっとり、平成 18 年 4 月に施行された自立支援法によって、これまで障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスが一元化され、どの障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになりました。

自立支援法による総合的な支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

福祉サービスは、個々の障害者の障害程度を踏まえて個別に支給決定される「障害福祉サービス」と、市町村（地域）の実情を踏まえて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分けられます。

「障害福祉サービス」は、「介護給付」と「訓練等給付」があり、利用の際のプロセスは異なります。

なお、利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、障害者支援の充実、障害児支援の強化及び地域における自立した生活のための支援の充実を図るため、平成 22 年 12 月に法律が改正され、平成 23 年 10 月より一部施行、平成 24 年 4 月より全面施行となっています。

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害者等につき、居宅において身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護）、家事援助（調理、洗濯及び掃除等の家事）並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	1,138 人	1,135 人	1,367 人	1,545 人
利用延時間	22,881 時間	20,747 時間	25,205 時間	27,264 時間

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	0 人	0 人	12 人	12 人
利用延時間	0 時間	0 時間	4,069 時間	4,828 時間

(3) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する方につき、

主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	35 人	29 人	35 人	43 人
利用延日数	1,061 日	820 日	967 日	1,291 日

- 実施機関 旭川児童院・あゆみの家・ひばり園・広島西医療センター・柳井医療センター・山口宇部医療センター

(4) 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要する方につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	1,143 人	2,448 人	3,048 人	3,833 人
利用延日数	14,645 日	39,148 日	54,180 日	69,750 日

(5) 児童デイサービス

障害児につき、知的障害児施設、肢体不自由児施設その他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	517 人	490 人	505 人	556 人
利用延日数	4,016 日	4,050 日	4,678 日	4,707 日

(6) 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をして、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	251 人	264 人	285 人	450 人
利用延日数	3,148 日	3,213 日	2,950 日	4,585 日

(7) 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	205 人	228 人	368 人	450 人
利用延日数	5,654 日	5,839 日	10,695 日	12,869 日

- 実施機関 あい、ホーム青葉、あすか、きらきら、久米、光栄ホーム、さつき園第一やしろホーム、サンライズ、松星苑、森林の里、すばる、てご屋ホーム、ながさわ、なごみの里、原、ひかりの郷、モモハウス、安岡苑ひびき、よつばホーム、るりがくえんきららホーム、るりがくえんグループホーム

(8) 施設入所支援

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	339 人	1,305 人	2,007 人	2,501 人
利用延日数	9,852 日	39,903 日	56,277 日	72,607 日

- 実施機関 愛命園・あそかの園更生部・邑智園・大分県糸口厚生園・太田川学園高陽寮・太田川学園第3成人部・華南園・鹿野学園成人部・鹿野学園第二成人部・神辺ホーム・高嶺園・鼓澄苑・城南学園更生部・城南学園第二更生部・城南学園第三更生部・城南学園児童部・白木の郷・寿波苑・セルフ宇品・セルフ南風・第1しょうせい苑・第2しょうせい苑・たちばな園・つくし園・ともえ学園・なでしこ園・華の浦学園・原・ひかり苑・ひかりの里・陽の出園・ひらきの里・広島県立障害者リハビリテーションセンターあけぼの・広島市総合リハビリテーションセンター・広島ひかり園まごころ・フェニックス・宮野の里・むつみ園・柳井ひまわり園・山口秋穂園・山口コロニーワークセンター・誘楽園・吉田清風荘・ライフサポートホーム聖恵・緑風園・るりがくえん・若葉園

(9) 障害者援護施設入所支援（平成 23 年度までの旧体系）

障害者が一定期間、施設に入所することより、団体生活を通じて他人との協力、仕事に対する態度、生活への意欲を体得させることにより、社会復帰を支援します。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	3,109 人	2,022 人	1,380 人	681 人
利用延日数	90,298 日	58,675 日	36,986 日	20,071 日

(10) 障害者援護施設通所支援（平成 23 年度までの旧体系）

障害者が一定期間、施設に通所することにより、団体生活を通じて他人との協力、仕事に対する態度、生活への意欲を体得させることにより、社会復帰を支援します。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	451 人	417 人	383 人	310 人
利用延日数	8,374 日	7,602 日	6,904 日	5,727 日

(11) 自立訓練（機能訓練）

身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	7 人	3 人	8 人	4 人
利用延日数	141 日	44 日	122 日	79 日

(12) 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	245 人	12 人	83 人	50 人
利用延日数	3,137 日	123 日	948 日	899 日

(13) 宿泊型自立訓練

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その

他の必要な支援を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	0 人	0 人	0 人	29 人
利用延日数	0 日	0 日	0 日	737 日

○ 実施機関 梅の里・こすもす・リフレの家・瑠璃寮・るりワークス

(14) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	218 人	283 人	267 人	320 人
利用延日数	3,320 日	4,057 日	4,667 日	5,838 日

(15) 就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	12 人	19 人	36 人	50 人
利用延日数	245 日	411 日	787 日	1,075 日

(16) 就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	775 人	1,098 人	1,444 人	1,842 人
利用延日数	11,494 日	14,388 日	20,062 日	23,791 日

(17) 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数	150 人	85 人	88 人	123 人
利用延日数	4,250 日	1,895 日	2,607 日	3,430 日

- 実施機関 あすか、いつかいち、かなでる、久米、光栄会、城南学園、すばる、清風会みつや工場、ひかりの郷、ミットレーベン、リフレ21、るりがくえんグループホーム

(18) 補装具給付費（購入・修理）

身体障害者（児）の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入や修理を行うための制度です。

原則一割、利用者負担（月額上限があります）が必要となります。

[公費支出実績]

区分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
購入	件数	114 件	96 件	130 件	152 件	125 件
	金額	16,921,197 円	9,512,989 円	21,632,879 円	17,883,512 円	17,530,105 円
修理	件数	93 件	77 件	78 件	85 件	96 件
	金額	6,971,996 円	3,200,301 円	4,289,285 円	5,860,313 円	6,088,897 円
計	件数	207 件	173 件	208 件	237 件	221 件
	金額	23,893,193 円	12,713,290 円	25,922,164 円	23,743,825 円	23,619,002 円

〔平成23年度 補装具公費支出内訳〕（品目は、給付のあるもののみ記載）（金額：円）

区 分		購入		修理	
		件数	公費支出額	件数	公費支出額
義肢	義足	8	3,645,091	11	2,600,098
装具	下肢	15	1,376,678	5	177,565
座位保持装置	車いす	11	4,409,935	10	772,064
	その他	1	210,697	1	72,615
盲人安全つえ		6	22,644	0	0
義鏡	特殊義眼	4	234,840	0	0
眼鏡	矯正眼鏡	0	0	4	42,892
	遮光眼鏡	4	119,732	1	23,793
	弱視眼鏡	1	12,600	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型	1	35,226	0	0
	高度難聴用耳かけ型	23	1,201,638	4	77,314
	重度難聴用ポケット型	0	0	2	20,925
	重度難聴用耳かけ型	17	1,165,774	7	138,319
	耳あな型（レディーマイト）	2	250,908	0	0
車いす	普通型	13	2,271,189	18	604,753
	手動リフト式普通型	0	0	1	45,814
	手押し型	1	103,563	3	78,746
	リクライニング式手押し型	1	237,147	9	374,896
	テイルト式手押し型	0	0	3	321,530
	リクライニング・テイルト式手押し型	2	839,004	2	59,301
電動車いす	普通型(4Km/h)	0	0	1	11,433
	普通型(6Km/h)	0	0	1	67,999
	手動兼用型	2	967,705	9	456,917
	リクライニング式普通型	0	0	2	124,619
	電動リクライニング式普通型	0	0	1	12,154
座位保持いす		1	64,890	0	0
歩行器		5	266,647	1	5,150
頭部保持具		1	6,581	0	0
歩行補助つえ		6	87,616	0	0
計		125	17,530,105	96	6,088,897

(19) 自立支援医療（更生医療・育成医療）

身体障害者が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、その障害を軽減または除去するための医療費の一部を助成する制度です。

利用者負担として、原則1割の定率負担が生じますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設定されています。

なお、18才未満の者については、育成医療が適用されます。

対象医療…冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋め込み術、人工弁置換術、人工関節置換術、人工透析、じん臓移植術、抗免疫療法、等

更生医療の給付状況（平成23年度）

区 分	支払決定実人員	金 額		
		公 費	自 費	合 計
肢体不自由	13人	1,062,199円	657,324円	1,719,523円
心臓機能障害	78人	17,182,208円	2,067,025円	19,249,233円
じん臓機能障害	239人	97,219,203円	10,455,854円	107,675,057円
肝臓機能障害	1人	358,564円	74,996円	433,560円
免疫機能障害	4人	1,777,397円	288,756円	2,066,153円
視覚障害	1人	215,520円	0円	215,520円
合 計	336人	117,815,091円	13,543,955円	131,359,046円

(20) 自立支援医療（精神通院医療）

一定の精神障害の状態にあり、通院により精神障害の治療を受けている方に対して、その治療費を公費にて助成します。利用者負担として、原則1割の定率負担が生じますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設定されています。

○ 受給者数

平成20年4月1日現在	1,366人
平成21年4月1日現在	1,448人
平成22年4月1日現在	1,519人
平成23年4月1日現在	1,631人
平成24年4月1日現在	1,738人

(21) 障害者相談支援事業

下記の各地域6箇所の事業所において、専門知識を持った職員が身体・知的・精神障害者およびその家族に、各種福祉サービスの情報提供・介護相談及び関係機関との連絡調整などの支援事業を行っています。

- ①岩国市障害者サービスセンター（東部地域）
- ②地域生活支援センタートライアングル（東部地域）
- ③障害者支援地域生活支援センターしらかば（東部地域）
- ④緑風会障害者生活支援センター（南部地域）

⑤障害者支援センターリフレ（西部地域）

⑥障害者地域生活支援センタープログレス（北部地域）

(22) 手話奉仕員等派遣事業

聴覚障害者等が公的機関及び医療機関に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠な場合において手話奉仕員等を派遣します。

○派遣実績（件数）

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
行政事務 市・県事務所等	16	3	2	19	4
医療 市内医療機関等	88	56	61	92	153
保育・教育 小・中・高等学校	1	3	0	1	0
警察・司法 検察・裁判等	5	0	0	0	0
労働 職安・企業等	6	6	0	11	10
生活 住居・財産等	31	86	79	98	75
文化・教養・講演 社会参加（活動）	47	52	42	51	58
そ の 他 来 館 相 談 等	0	0	0	0	0
合 計	194	206	184	272	300

(23) 手話奉仕員養成事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話で日常会話が行えるために必要な手話の表現技術等を習得できるよう、手話奉仕員を養成しています。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受講者数	17 人	11 人	10 人	23 人	13 人
(修了者数)	(19 人)	(8 人)	(9 人)	(16 人)	(5 人)

(19 年度の受講者<修了者は、前年度未修了者が補講により翌年度に修了したため)

(24) 手話通訳者設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う者を社会福祉協議会に設置し、聴覚障害者等とのコミュニケーションの仲介を行なうほか、手

話奉仕員等や要約筆記者及び情報通信技術の派遣に関して総合的な調整を行うとともに、障害者相談支援事業者、関係行政機関、障害者福祉サービス実施機関等との連絡調整等の便宜の供与を行います。

○活動実績（件数）

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
行政事務 市・県事務所等	113	70	62	49	59
医療 市内医療機関等	181	209	247	211	126
保育・教育 小・中・高等学校	4	19	13	16	23
警察・司法 検察・裁判等	6	11	3	12	6
労働 職安・企業等	72	61	27	34	24
生活 住居・財産等	162	288	260	225	234
文化・教養・講演 社会参加（活動）	43	43	34	39	54
そ の 他 来 館 相 談 等	48	57	38	33	48
合 計	629	758	684	619	574

(25) 要約筆記奉仕員派遣事業

中途失聴者、難聴者等の意思伝達を仲介するとともに大会等の場において、講演内容等を頭上投影機（OHP）などを使用して要約筆記をするほか、広報活動に協力します。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
派遣回数	47 回	31 回	23 回	20 回	17 回

(26) 要約筆記奉仕員養成事業

聴覚障害者が集会等に参加する際に説明者の発言内容が理解できるように、その内容を要約し聴覚障害者へ伝えるための要約筆記に必要な技術等の指導を行い、聴覚障害者をサポートできる奉仕員を養成しています。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受講者数	8 人	7 人	6 人	4 人	4 人
（修了者数）	（ 8 人）	（6 人）	（5 人）	（4 人）	（4 人）

(27) 情報通信技術指導員派遣事業

外出困難な障害者等に対して情報通信技術に関する指導員を派遣することにより、個人、団体などとのコミュニケーションの拡大を図るとともに、自宅に居ながら、情報通信できる環境づくりを支援しています。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	2 人	2 人	5 人	2 人	0 人

(28) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障がある重度の障害者（児）に対し、日常生活上の便宜を図るため、障害者用の日常生活用具の給付等を行う制度です。原則一割、利用者負担（月額上限があります）が必要となります。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
公費支出 件数	575 件	697 件	711 件	823 件	818 件
公費支出額 (円)	19,459,013 円	22,784,688 円	24,122,506 円	30,270,156 円	30,558,994 円

[給付対象品目]

種 目	品 目	
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	体位変換器
	特殊マット	移動用リフト
	特殊尿器	訓練いす
	入浴担架	訓練用ベッド
自立生活 支援用具	入浴補助用具	特殊便器
	便器	火災警報機
	頭部保護帽	自動消火器
	T字状、棒状のつえ	電磁調理器
	移動・移乗支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機
	特殊便器	聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養 等 支援用具	透析液加温器	酸素ボンベ運搬車
	ネブライザー（吸入器）	盲人用体温計（音声式）
	電気式たん吸引器	盲人用体重計
情報・ 意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	盲人用時計
	情報・通信支援用具	聴覚障害者用通信装置
	点字ディスプレイ	聴覚障害者用情報受信装置
	点字器	人工喉頭
	点字タイプライター	福祉電話（貸与）
	視覚障害者用ポータブルコーダー	ファックス（貸与）

	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)
	視覚障害者用拡大読書器	点字図書
排泄管理 支援用具	ストマ用装具 (蓄便袋)	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガ ーゼ等衛生用品)
	ストマ用装具 (蓄尿袋)	
	収尿器	
居宅生活 動作 補助用具	住宅改修費	

(29) 日常生活用具貸付事業

日常生活を営むのに支障がある在宅の重度の障害者（児）に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の貸付けを行う制度です。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
貸付件数	5 件	7 件	3 件	1 件	2 件

(30) おむつ給付事業

在宅の重度身体障害者（児）に対し、月額 3,000 円分のおむつを給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした制度です。

[対 象 者]

- 1 市内に住所を有する在宅の重度身体障害者であって、常時失禁及び寝たきりの状態のため、おむつが必要であると認められるもの
- 2 所得税非課税世帯に属するもの

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	7 人	6 人	6 人	5 人	4 人

(31) 移動支援事業

視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者、障害児であって社会生活上、必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出等について、付添いをする方がいないため支障があるときにホームヘルパーを派遣し、外出のための支援を行なうことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした制度です。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	27 人	25 人	28 人	26 人	33 人
利用延時間	1,868 時間	2,259 時間	2,502 時間	2,694 時間	2,520 時間

(32) 地域活動支援センター

障害者等に対し、地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を行うことにより、社会参加、社会復帰、地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

○利用状況(平成 23 年度)

事業所名	利用者数
地域生活支援センタートライアングル	182 人
障害者支援センターリフレ	104 人
岩国市障害者サービスセンター	7 人
ふれあいワークランド岩国	44 人
心身障害者(児)福祉作業所 みのり園	16 人
特定非営利活動法人 あさひ苑	8 人

(平成 24 年度から岩国市障害者サービスセンター事業廃止)

(33) 知的障害者職親委託事業

就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めるため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導および技能習得訓練等を行います。

(34) 日中一時支援事業

障害者(児)を介護している人が、疾病その他の理由等により介護ができない場合に、一時的に障害者(児)を保護します。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	60 人	67 人	108 人	111 人	142 人
利用延日数	1,566 日	2,427 日	5,183 日	7,207 日	9,811 日
実施事業所数	9 ヶ所	12 ヶ所	10 ヶ所	11 ヶ所	18 ヶ所

(35) 自動車運転免許取得、改造助成事業

①自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者の自立と社会参加の促進を図るため、自動車運転免許取得(第 1 種運転免許に限る。)に要する費用の一部を助成します。

○ 助成額 費用の 2/3 以内で 100,000 円が限度

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
助成件数	1 件	1 件	0 件	2 件	1 件
公費支出額(円)	100,000 円	100,000 円	0 円	200,000 円	100,000 円

②自動車改造費助成事業

身体障害者が自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる方に対し、費用の一部を助成します。(所得制限が有ります。)

○ 助成額 100,000 円が限度。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
助成件数	3 件	3 件	8 件	9 件	9 件
公費支出額 (円)	300,000 円	296,000 円	797,860 円	872,400 円	862,000 円

(36)岩国市心身障害者体育大会開催事業

障害者スポーツの普及とスポーツを通じ体力の増進、残存能力の活用を図り、交流を深めることを目的とし、岩国総合支援学校グラウンドにおいて毎年1回開催しています。

区 分	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
開 催 日	10 月 7 日(日)	10 月 11 日(日)	10 月 10 日(日)
参加障害者(児)数	115 人	83 人	169 人

(平成 20 年度は会場工事のため開催なし、平成 23 年度は雨天のため中止)

(37)心身障害者福祉啓発事業

障害者の社会参加への意欲の助長、及び障害者に対する理解の促進と啓発を図るため、毎年 12 月 9 日の「障害者の日」前後に、岩国市民会館にて作品展を行っています。

○ 平成 23 年度 12 月 3 日(土)～12 月 5 日(月) 岩国市民会館展示室

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
出品者数	210 人	216 人	246 人	311 人	270 人
作 品 数	171 点	272 点	221 点	307 点	303 点

(38)障害者(児)通所助成事業

身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、岩国市営バス福祉優待乗車証交付要綱の規定に該当しない方の内、岩国市営バスを利用して「しらかば園」「みのり園」「かつら福祉園」「よこやま工房」「ふれあいワークランドいわくに」に通所する方の通所費用の 9 割(生活保護世帯は 10 割)を助成し、心身障害者の福祉の増進を

図ります。

○実績があった施設のみ記載

(平成 23 年度)

施設名	利用者数	助成額
しらかば園	23 人	1,517,610 円
かつら福祉園	1 人	56,840 円
みのり園	3 人	86,730 円
よこやま工房	16 人	630,650 円
合計	43 人	2,291,830 円

(39) 障害者ネットワーク推進事業

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、発達障害者及び難病患者の社会参加の促進等を目的に、障害者福祉サービス、地域の社会資源、社会生活力を高める情報などを収集し、障害者等にその情報を提供できる体制を構築することにより、福祉の向上を図ります。

(40) 成年後見制度利用支援事業

障害者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、障害者の権利擁護を図ります。

○市長申立て件数

平成 19 年度	1 件
平成 20 年度	1 件
平成 21 年度	3 件
平成 22 年度	0 件
平成 23 年度	1 件